

令和5年度 船橋市立行田西小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

(いじめの定義)

いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成25年度から以下のとおり定義されている。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校内外を問わない。

また、平成29年3月の基本方針改定に伴い、「けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する」ものとする。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止

- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・いじめを囁かしたり、見て見ぬふりをしたりする行為もいじめに荷担していることを理解し、いじめをなくそうとする児童の態度を養う。
- ・一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。
- ・保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。
- ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、教育相談を実施する。

② いじめの早期発見のための措置

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を年2回実施する。
- ・学級担任と児童との信頼関係の構築に努める。
- ・学級担任だけでなく、養護教諭やスクールカウンセラーによる児童の悩み相談を行いやすい環境を整える。
- ・児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。

③ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

④ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通

じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

- ・「画像や動画が消去されたもの」であっても、インターネット上のいじめとして事情を調査するものとする。

⑤定期的な基本方針の見直し

- ・ Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）Act（改善）のPDCAサイクルをいじめ防止対策委員会で行い、学校いじめ防止基本方針がより実効性の高い取組を実施できるように、必要に応じて見直していく。

(2) いじめ防止等に関する措置

① 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- ・ いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

<構成員> 校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、学年主任、特別支援学級主任、人権教育担当、道徳教育推進教師、児童会担当、養護教諭、特別支援コーディネーター、SC、通級指導主任（PTA代表、評議委員代表）

<活動> アンケート調査並びに教育相談に関すること。いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。
いじめ事案に対する対応に関すること。

<開催> 月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

② いじめに対する措置

- ・ いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・ 傍観者という存在はいじめという力の乱用に対する服従の構造を広め、それが集団圧力となって、「止めに入る子」をためらわせることを、児童に認識させる。
- ・ いじめが起きた場合、傍観者から脱却し、止めに入る、もしくは大人に助けを求めるよう指導する。
- ・ いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ・ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安とする）継続していること。ただし、長期の期間が必要であると学校いじめ対策委員会で判断した場合は、3か月という目安に関わらず、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるのかどうか判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(4) いじめ重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間（年間30日を目安。ただし、一定期間、連続して欠席しているような疑いがある場合には、この目安に関わらず、迅速に対応する）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、以下の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、船橋市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(5) いじめ重大事態の調査について

基本的姿勢

- ・ いじめを受けた児童やその保護者のいじめの事実関係を明らかにしたい、何があったのかを知りたいという切実な思いを理解し、対応に当たる。
- ・ 学校の対応にたとえ不都合なことがあったとしても、すべてを明らかにして自らの対応を真摯に見つめ直し、被害児童・保護者に対して調査の結果について適切に説明を行う。
- ・ 重大事態の調査は、いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事案の再発防止が目的であると認識する。

調査の説明

- ・ 調査を開始する前に、被害者・保護者に対して丁寧に説明を行う。

【説明事項】

- ①調査の目的・目標
- ②調査主体（組織の構成、人選）
- ③調査時期・期間（スケジュール、定期報告）
- ④調査事項・調査対象
- ⑤調査方法
- ⑥調査結果の提供

(6) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

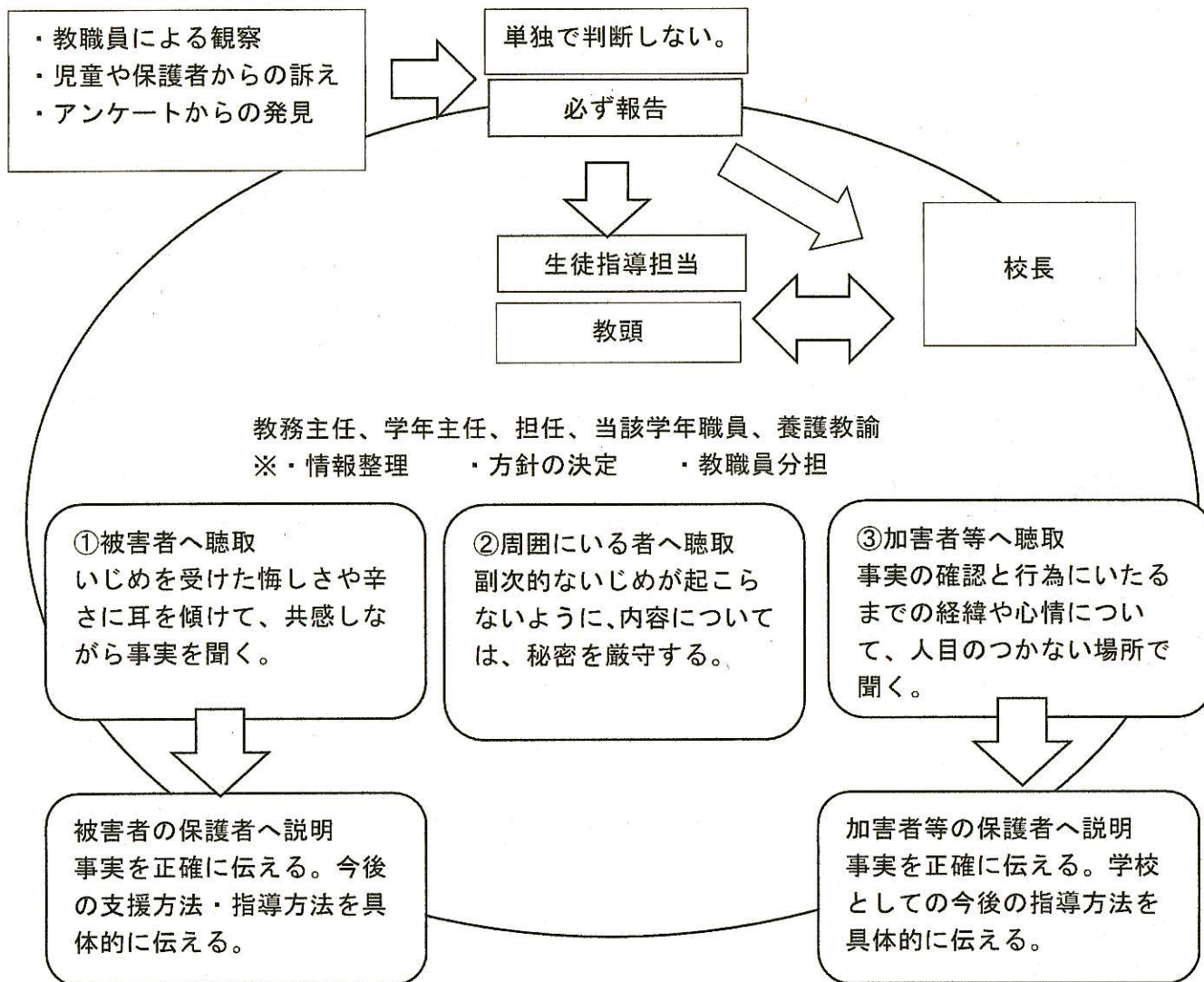
- ・ いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ・ いじめの再発を防止するための取組に関すること。

3 年間計画

月	主な学校行事	いじめ防止対策
4	始業式 入学式 地域訪問	生徒指導部会 いじめ防止対策委員会
5	青空交流 運動会 全校朝会	生徒指導部会 いじめ防止対策委員会
6	5年宿泊学習	生徒指導部会 いじめ防止対策委員会 いじめアンケート調査①
7	全校集会 夏季休業 個人面談	生徒指導部会 いじめ防止対策委員会 担任による児童との個人面談
8		夏休み中の児童についての情報交換
9	全校朝会 秋季市民陸上大会	生徒指導部会 いじめ防止対策委員会 いじめ調査報告
10	前期終業式・後期始業	生徒指導部会 いじめ防止対策委員会
11	6年修学旅行 音楽集会	生徒指導部会 いじめ防止対策委員会
12	全校集会 冬季休業	生徒指導部会 いじめ防止対策委員会 いじめアンケート調査② 担任による児童との個人面談

1	全校朝会・駅伝大会	生徒指導部会 いじめ防止対策委員会 いじめ調査報告
2	全校朝会 6年生を送る会	生徒指導部会 いじめ防止対策委員会
3	全校朝会 卒業式 修了式・離任式	生徒指導部会 いじめ防止対策委員会 いじめアンケート調査③ 担任による児童との個人面談 記録整理、進級学年の引き継ぎ資料の作成 6年中学校への引き継ぎ

4 発見時の組織的対応



※情報の整理

- ・誰が（加害者）、誰に（被害者）、いつ（日時と期間）、どこで（場所）、どのようなこと（いじめの態様）をしたのかを整理する。また、周囲にいた者等についても確認する。

※方針の決定

- ・いじめの態様などから、不登校の可能性等はないか検討し、重篤度を確認する。
- ・事情聴取や指導の際の留意事項を指導にあたる教職員で確認する。

※教職員の分担

- ・被害者と加害者、周囲にいた者から事情聴取する担当、支援・指導する教職員を決定する。
- ・関係保護者や関係機関に対応する教職員を決定する。